学校感染症による出席停止報告書

感染症の種類と出席停止期間の**岸和田市の基準**が**新たに改正**されました。R7年度より変更となります。

第一種感染症（医師の意見書が必要）

病気の種類	出席停止の期間
エボラ出血熱，クリミア，コンゴ出血熱，痘瘡，南米出血熱，ペスト，マールブルグ熱，ラッサ熱，ポリオ，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）結核,新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症	治癒するまで

第二種感染症　（医師の意見書が必要）

病気の種類	出席停止の期間
インフルエンザ	別紙報告書
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱・アデノ)	主要症状が消退した後２日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎(アポロ病)	症状が改善し医師により感染のおそれがないと判断するまで
腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌内服後24～48時間経過し医師が感染のおそれがないと判断するまで
RSウィルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	重篤な呼吸症状が消失し、全身状態が良いと医師が診断するまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっており、全身状態がよいと医師が診断するまで
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢証）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれ、医師が感染のおそれがないと診断するまで
ウイルス性肝炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで（Ｂ．Ｃ型肝炎の無症状病原体保有者は登園可能）
新型コロナウイルス感染症	別紙報告書

医師の意見書は不要だが、受診の必要がある感染症

病気の種類	出席停止の期間
手足口病，伝染性紅斑(りんご病)，ヘルパンギーナ 突発性発疹	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

園児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

感染症名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出席停止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

　　年　　月　　日から登園させてもよいことを証明いたします。上記のとおり報告します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名および所在地医師名　　印